

山田町特定共同企業体発注方針

平成25年8月28日町長決裁

1 土木構造物

	10	5	2億円以下	
一般工事	外・内・内3者	外・内2者	単体	
特殊工事	外・内2者 (外・外2者、混合入札の場合もある。)			単体
入札方式	← 条件付一般競争入札 →			

2 建築物

	10	5	3	2億円以下
一般工事	外・内・内3者	外・内2者	単体	
特殊工事	外・内2者 (外・外2者、混合入札の場合もある。)			単体
入札方式	← 条件付一般競争入札 →			

3 電気設備・管設備

	10	5	3	2億円以下
一般工事	外・内・内3者		外・内2者	単体
特殊工事	外・内2者 (外・外2者、混合入札の場合もある。)			単体
入札方式	← 条件付一般競争入札 →			

注) 1 「外」は、町外業者及び町外業者並みの能力を有する町内業者（準町内業者を含む。以下同じ。）、「内」はその他の町内業者を示す。

2 1、2及び3の表に示す金額は、設計額を対象としたものである。

4 出資比率

(1) 2者JVの場合 設計額5億円未満は40パーセント以上、設計額5億円以上は30パーセントとする。

(2) 3者JVの場合 20パーセント以上とする。

5 その他

著しく大規模な工事その他この方針によることが適当でないと認められる工事については、この方針によらないことができる。

6 施行期日

平成25年8月28日